

# 学校いじめ防止等取組指針

令和8年4月1日  
京都市立伏見住吉小学校

## 1 総則

### (1) 目的

いじめとは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられる。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童・生徒の立場に立つて行うものである。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、京都市立伏見住吉小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関、各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して指導にあたる。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 定例委員会

月1回生徒指導委員会といじめ不登校防止委員会を実施し、日常の児童の様子を交流し共通理解する。またいじめや不登校についても共通理解をする。

### (2) いじめ防止対策委員会

必要に応じて、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、養護教員、当該学級担任、当該学年主任、市教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。当委員会は、定例委員会終了後、開催する。必要に応じて、道徳主任、人権主任などが入り、具体的な取組などの提案を行う。※緊急対応の場合は、この限りではない。

### (3) サポート会議

必要に応じて、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。なお、サポート会議前には、各学年からの情報を学年担当が集約して会議に持ち寄り、会議後には学年会において確実に内容を伝達する。本会議は、管理職、教務主任、事案当該学級担当、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールサポーターによって構成する。

毎月行われる朝会においていじめの防止に関する内容を管理職や生徒指導担当などより児童に話をする機会を設定する。また学校だよりやHP、また説明会などの場を通じて保護者に対していじめの防止に関する内容を周知していく。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

	児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→子ども)
① いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人が大切に認められ、お互いに相手を思いやる学級経営。</li> <li>○分かりやすい授業を心がけ、児童一人一人に学習の基礎・基本の定着を図る。</li> <li>○学習に対する達成感をもち、ほめ、認め自尊感情を育む。</li> <li>○挨拶の励行。</li> <li>＜道徳・特活・総合から＞</li> <li>○インターネット、携帯電話の危険やモラルについて指導する。</li> <li>○教科書を活用して、道徳教育の充実を図る。</li> <li>○正しい判断力の育成と体験活動の充実。</li> <li>○CSS週間や非行防止教室の実施。</li> <li>○フレンドリー（縦割り活動）や部活動等を通して他学年との交流。</li> <li>○代表委員会を中心としたベル着や名札着用の呼びかけの推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規則正しい生活習慣の定着。 (早寝、早起き、朝ごはん)</li> <li>○親子のコミュニケーションの充実を促す。</li> <li>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</li> <li>○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。</li> <li>○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</li> <li>○社会規範やルールを、大人自ら守る。</li> </ul>

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

	児童にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→児童)
② いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜児童や集団の観察＞</li> <li>○教職員が日常的に児童の様子を交流する。</li> <li>○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○定期的な調査（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談など）を実施したり、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。またその結果を学年や学校全体で情報を共有し、全教職員で児童を見守る。</li> <li>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</li> <li>○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を究明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童との会話をできるだけ多くする。</li> <li>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>○児童の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。</li> <li>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。</li> </ul>

<校内での基本的な対応の流れ>

**いじめやその疑いを把握**

- ・教職員、児童、保護者、地域等からの情報
- ・アンケート等からの情報



**組織（いじめ対策委員会）で情報の共有、事実関係の把握**

- ・聴き取り、指導、支援体制の検討
- ・複数教職員での対応



**学校としての対応の決定（認識の共有化・行動の一元化）**

- ・児童への指導、支援
- ・保護者への連絡、家庭との連携
- ・謝罪の場の設定
- ・関係機関との連携

③いじめの早期対応について

1 暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、児童の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察（スクールサポーター等）、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p>
	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○我が子を守り抜く姿勢を児童に見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。</p>
	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</p>
3 行がが見えにくい	いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</p> <p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握するとともに、迅速に初期対応をする。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p>	<p>○我が子を守り抜く姿勢を児童に見せるように伝える。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力を要請する。</p>

いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。</p> <p>○最近のネット社会の環境を鑑みて、情報モラルを身に付ける指導を充実させる。</p>	<p>○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。</p>
直接関係のない場合	<p>○傍観することはいじめに荷担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</p> <p>○友達にいいなりにならず、自分の意思で行動することの大切さに気付かせる。</p>	<p>○いじめに気付いた時には、傍観者にならず助ける側の態度をとることができるような児童に育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。</p>

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた児童、いじめを行った児童生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについての事実確認を行うことが重要である。具体的には、いじめがあった日時、場所、いじめの態様、期間だけでなく、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。また、事実確認は、該当する児童はもとより周囲の児童からも聴き取りを行うことや、さらに広範囲の児童にアンケートを行うなどの方法が考えられる。聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。また、こうした取組経過や把握した情報については、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応しなくてはならない。

インターネット等によるいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。また一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、深刻な影響を及ぼす。さらに時として、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為をする場合もある。児童に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが重要である。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてS C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## いじめの解消

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

### ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

## （4）教職員の資質向上の取組

いじめ事案への対応について基礎的認識を深める研修と共にロールプレイングを通して、自身の役割や校内での連携について考える。

- 4月 児童の共通理解研修
- 5月 児童の共通理解研修
- 6月 授業を伴う研修
- 7月 児童の実態把握アンケートの実施
- 8月 いじめの基礎的認識についての共通理解研修  
アンケート結果の考察
- 9月 児童の共通理解研修  
“各クラスの学級経営・取組の交流研修
- 12月 児童の実態把握アンケートの実施
- 2月 児童の共通理解研修・アンケート結果の考察
- 3月 1年の取組の振り返り。来年度の方針の決定

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

①各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○自分の子どもに関心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気づくことのできる親に慣れるように啓発を進める。</li><li>○善悪の判断力を子どもに育てるために、「叱ること」「褒めること」を意識する。</li><li>○親としての自覚と責任をもち、まず子ども中心の生活を心がける。</li><li>○携帯電話やパソコンなどの情報機器を使う際に、親子でルールを作り、厳守する。</li><li>○約束したことや決めたことは、親として絶対にぶれずに徹底する。</li></ul>
②地域での取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに守られているという安心感を持たせる。</li><li>○子どもたちとの人間関係を作るために、学校と地域が連携して行事を行うなど、顔を合わせる機会を増やす。</li><li>○子どもたちに出会った時には、挨拶や声かけをお願いし、コミュニケーションを図る。</li><li>○公園や遊び場など、地域で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</li><li>○問題行動的な場面を見かけたら、優しく声かけをしよう。</li></ul>

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。その際、いじめの事実関係などを本人及び周囲の聞き込みによって、客観性の高い情報を収集する。事案に対する指導は、継続的に行い、進捗状況を定期的に連絡する。連絡の手段としては、原則家庭訪問や懇談など顔を合わせて行う。

- (1) 京都市教育委員会組織（学校指導課・生徒指導課・教育相談総合センター等）や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修（チェックリスト・ネットトラブル防止等）の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する教育委員会職員（生徒指導課指導主事・子ども支援専門官等）といじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。
- (4) いじめ事案によっては、伏見警察署少年係に連絡をとり、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所などとの連携を図り、加害児童・被害児童の精神面のケアを進める。

## 5 重大事態への対処

重大事態は、法において、次のとおり定義されている。

（いじめ防止対策推進法第28条（抄））

- 一：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

一の具体的な事案としては、次のような態様が挙げられるが、いじめを受けた児童の状況に着目して判断するべきである。

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また、二における「相当な期間」とは、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」において、30日を目安とする旨が述べられているが、日数にかかわらず、児童の状況により必要な対応に着手することが必要である。

いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた児童や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、児童への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

## 6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者への啓発等
4	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・年間計画の提案について ・見守る児童の確認 ・学校いじめ防止基本方針の内容について ・学校のきまりについて 生徒指導年間計画の提案 児童理解研修	入学式 学級開き ペア学年活動グループ分け CSS週間 学校評価実施報告書の作成 ベル着・名札着用の推進 育成・通級学級の紹介	SC紹介	PTA声掛け運動 入学式後の保護者説明会 希望制個人懇談会
5	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・学校いじめ防止基本方針の共有について 児童理解研修	憲法朝会 いじめ対策委員会の紹介 人権ポスターの作成 CSS週間 花背山の家（5年）	SC相談日	授業参観 学級懇談会
6	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・クラスマネジメントシート、 記名式アンケートの実施に	修学旅行（6年） ペア学年活動	SC相談日 第1回いじめに関するアンケートの実施	学校運営協議会で学校いじめ防止基本方針の内容について説明

	ついて 授業を伴う研修			
7	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・アンケート、教育相談の情報の共有 ・夏休みのくらしについて	代表委員会との共同アンケートの実施 学校評価実施報告書の評価①	SC相談日 第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談	個人懇談会
8	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・4～7月のいじめ事案の経過について ・いじめ防止プログラムの見直しの共有 いじめの基礎的認識の研修 理論研修会 小中合同教職員研修	あいさつ運動週間		P T A声掛け運動 教職員の声掛け運動 代表委員会のあいさつ運動
9	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回）	あいさつ運動週間 人権朝会・人権懇談会 CSS 週間 ペア学年活動	SC相談日	人権集会・参観・懇談
10	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） 児童理解研修	運動会	SC相談日	学校運営協議会で説明と評価
11	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・8～11月のいじめ事案の経過について		SC相談日 第2回いじめに関するアンケートの実施	
12	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・クラスマネジメントシート、記名式アンケートの実施について、冬休みのくらしについて	中学校オープンスクール ペア学年活動 個人懇談会	SC相談日 第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談	中学校入学説明会 個人懇談会
1	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・アンケート、教育相談の情報の共有 児童理解研修	あいさつ運動週間 CSS 週間	SC相談日	P T A声掛け運動 教職員の声掛け運動 代表委員会のあいさつ運動
2	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・年間を通してのいじめ事案の経過について ・今年度の反省と次年度への課	ペア学年活動 メッセージカードの記入	児童による学校評価 SC相談日	新1生年半日入学保護者説明 学級懇談会、参観、懇談会

	題について 生徒指導の取組の年間反省			
3	いじめ不登校防止委員会（1回） 生徒指導委員会（1回） ・次年度の基本方針の確認 ・春休みのくらしについて	6年生を送る会 メッセージカード渡し 卒業式 学校評価実施報告書の評価②	SC相談日 アンケート総括	学校運営協議会で説明と評価